

平成28年1月1日以後に提出する償却資産申告書の様式に

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が新設されました



1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

平成28年度申告分から償却資産申告書に「個人番号又は法人番号」を記載していただくこととなりました。申告の手引き16ページ（申告書等の記載方法）をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

2 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施いたします。以下の（1）又は（2）の本人確認資料の写し（コピー）をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いいたします。

なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

（1）本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	身元確認資料
窓口 郵送	・個人番号カード（裏面） ・通知カード ・住民票（個人番号が記載されたもの）等	・個人番号カード（表面） ・運転免許証 ・プレ印字された（予め氏名・住所が印字されているもの）申告書 等
eLTAx	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。	

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

（2）代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口 郵送	・本人の個人番号カード（裏面） ・本人の通知カード ・本人の住民票（個人番号が記載されたもの）等	・代理人の個人番号カード（表面） ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票 等	・税務代理権限証書 ・委任状 等 ・プレ印字された申告書 等
eLTAx	電子証明書等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。		

※上記以外の本人確認資料については、「マイナンバー社会保障・税番号制度-内閣官房」ホームページを参照ください。

※代理権確認資料については、写し（コピー）ではなく原本の添付をお願いします。

3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。